



令和4年度

# 住民税・国保税の申告相談



今年も所得税の確定申告（令和3年分）と住民税・国保税の申告相談を受け付けます。

税申告は住民税・国民健康保険税の賦課の資料となるほか、保育料などの算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。申告がなく所得状況が不明な方は、所得証明書等が発行できなかったり、各種サービスの軽減措置等が認められません。

申告が必要な方は、日程や必要書類などを確認の上、必ず申告期間内に申告を済ませてください。

なお、申告相談会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するために、**自宅から申告できるe-Tax（電子申告）を是非ご利用ください。**

e-Taxの利用方法については、3ページをご覧ください。

**受付期間 令和4年2月10日(木)から3月15日(火)まで**

## ① 申告書を提出しなければならない方

令和4年1月1日現在、鏡野町に住所を有し次のいずれかに該当する方

- ① 事業所得（営業・農業）、不動産所得、配当所得、雑所得（個人年金等）などがあった方
- ② 給与所得があった方で次に該当する方
  - (1) 給与収入のほかに所得（事業・不動産・雑・配当など）があった方
  - (2) 2か所以上から給与収入があり、年末調整を受けていない方
  - (3) 医療費控除、雑損控除、社会保険料控除、寄付控除、扶養控除などの各種所得控除を受ける方
  - (4) 国民健康保険加入者の方（毎年所得の申告が必要です。所得のない方や、収入が遺族年金、障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要です。申告のない場合には、**軽減措置等が認められない場合があります。**）

## ② 申告に必要なもの

- ① マイナンバーカード、または①、②の両方

①現住所記載の通知カード、  
住民票（マイナンバー記載）

※いずれか  
1つ



②運転免許証、健康保険証、パスポート、  
身体障害者手帳、在留カード

※いずれか  
1つ

- ② 各所得の計算に必要な書類

- ア 給与所得・年金所得のある方……給与・公的年金等の源泉徴収票
- イ 事業所得（営業・農業）・不動産所得などのある方……収支内訳書、帳簿書類等
- ウ 譲渡所得（土地・山林）のある方……契約書や販売金額明細書等
- エ その他（一時所得・雑所得など）……それぞれの収入の支払調書
- オ ・医療費控除……医療費控除の明細書（医療費通知書）、領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書  
医療費通知書に記載されていない診療月分の医療費は領収書が必要  
例）医療費通知に1月～10月分まで記載がある場合は、11・12月診療分の領収書が必要  
・セルフメディケーション税制……特定一般用医薬品等の領収証・一定の取組を行った書類（医療費控除と選択）  
※ 国民健康保険の方は2月下旬に1年間分の医療費通知が発送されます。
- カ 生命保険・損害保険料控除……支払った額の証明書
- キ 雑損控除……領収書・証明書（り災証明書・被災証明書及び修繕費等費用のわかるもの）
- ク 寄付金控除……受領書、証明書など

## ③ 申告に係る注意点

- ◎ 公的年金が400万円以下の方でも、他の所得がある場合は、必ず住民税申告をしてください。
- ◎ 事業所得（営業・農業）のある方は収入や経費を「収支内訳書」などにまとめてください。
- ◎ 医療費控除の申告がある方は「医療費控除の明細書」など資料を事前に作成してください。
- ◎ 中山間地域等直接支払交付金・経営所得安定対策支払交付金なども申告（収入）の対象です。
- ◎ **農業所得の申告は自家消費のみ（販売がない）の場合は申告できません。**

## ④ 来場時のお願い

- ◎ 感染防止の3つの基本「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」の徹底をお願いします。
- ◎ 来場時に「検温」「マスクの着用」「手指のアルコール消毒」にご協力をください。
- ◎ 咳・発熱等の症状や体調に不安がある方は当日の申告相談をお控えください。
- ◎ 会場待合が混雑する場合、入場制限や再来場をお願いすることがあります。
- ◎ 感染対策防止のため、相談日ごとの対象地区でのご来場にご協力ください。  
※指定をした日程に都合がつかない場合は別の日にお越しください。
- ◎ 午前中の受付は混雑が予想されますので、できるだけ避けて来場をお願いします。
- ◎ 受付人数が多く、支障が出ると判断した場合には、予定時刻を繰り上げて受付を終了することがあります。
- ◎ 申告相談は受付順にお呼びしますが、お呼びした際、会場におられない場合は改めて受付をお願いいたします。

